

## 民立報期の章士釗(完)

後藤延子

### 五 張振武事件と総統責任問題

8月15日夜、袁世凱から5月に蒙古調査員に任命されていたん武漢に帰っていたが、「籌邊」と「党見の調和」との献策のため再度来京したばかりの前湖北軍務部副部長張振武が、その同行者前湖北將校団团长方維とともに大総統命令により逮捕され、即座に処刑されるという事件が起った。これが、「民国成立以来最初の違法殺人の大血案<sup>1)</sup>」として、一世を震撼させた張振武案(張方案とも言う)である<sup>2)</sup>。この兩人は武昌起義を発動した辛亥革命の功労者であり、とりわけ黎元洪を湖北都督に就任させるのに直接関与して重要な役割を果たした人物として夙に名を知られていた。

この大総統の殺人事件が起るや、北京の参議院はもとより、全国各地から抗議・糾問の声が相継いで寄せられることになった。ところで袁世凱は、一方では多額の恤贈金を支出して張振武の葬儀を大将の礼を以て執り行なうよう指令した。と同時に他方では、今回の事件が副総統黎元洪の依頼によるものであることを暴露し、「近ごろ更に軍士を蠱惑し、土匪に勾結し、共和を破壊し、<sup>3)</sup> 亂んに不軌を謀る」などの罪名をあげ、張振武を立ちどころに処刑するよう要請した黎元洪の8月11日付の秘密電報を公表した。それゆえこの殺害事件は、黎元洪が第二次革命の陰謀の罪名の下に、7月に湖北省で江光国、祝制六、陸正綱の三人の同盟会員を処刑し、また大江報を発禁にして主筆何海鳴、凌大同を指名手配したのと一連のものであり、刀を擬して迫られやむなく革命側に寝返った自己の真の姿を知悉しているこの二人を袁世凱に殺させ、自らの権力の確立と権威・名譽の確保とをめざすものであった。そしてそうした黎元洪の意図を見抜いていた袁世凱は、黎元洪に責任の一端を担わせることによって、国内に信望の厚い黎の価値を貶め、袁世凱に頼らざるをえないようにさせたのである。

そして袁世凱はこの事件を通じて、更に張振武が黃興と共謀して黎元洪殺害を図っていた書簡が発見されたなどのデマを流し、あわよくば黃興をも陥れようとした。それゆえこの殺害事件は、折から8月25日の国民党結成大会に出席のためと、南京での就任の条件を履行しなかった袁世凱との間に従来わだかまってきた南北間の悪感情を一掃するため北上準備中の孫文、黃興の旅程にも大きな影響を与えることになった。そして黃興はひとまず出発を見合わせ、孫文のみが、「如何を論ずるなく信を袁総統に失わず。且つ他人みな袁は<sup>4)</sup> 靠るべからずと謂うも、我すなわち以て靠るべしと為す。必ずひとたび我が目光を試みんと欲す」と、懸念の眼に見送られながら北上の途につくことになった<sup>3)</sup>。

当時この事件のもたらした最も大きな衝撃は、張振武らが実際武昌で武力革命を策動していたか否かについて、一切取調べを行わず、客観的証拠も提出されないまま、一片の秘密電報を根拠に逮捕されてその夜のうちに刑が執行されたという事実であった。換言すれば、

この事件が、臨時約法第6条第1項の「人民の身体は、法律によらざれば逮捕、拘禁、審問、処罰を得ず」の規定に違反し、今回の殺害事件を黙認すれば、大總統命令により何人もほし  
いままに逮捕し処刑できるということが焦点となったのである。

これに対し、大将の礼を以て葬儀を行なうよう指示して張振武を軍人として待遇する意志を早くも明らかにしていた袁世凱は、張振武がすでに軍役を離れ、自らが蒙古調査員の新職務に任じていたにもかかわらず、あくまで軍人として押し通し、一般の平民に適用される臨時約法とは異って軍法で処決したということで、この事件による糾問を乗り切ろうとした<sup>4)</sup>。そして袁世凱の意を受けて大總統命令に副署した段祺瑞陸軍総長も同様に、張振武は軍人であり、その犯罪は軍務部在職中のことであるから普通の人民と異り軍法によって処罪したのであると述べ、その裁判についてはすでに武昌で行なわれ、中央ではその結論に基づいて執行したにすぎず、その罪状の詳細な内容に関しては軍事機密に属することであるので公表できない等の答弁を繰返した。また秘密電報を暴露された黎元洪は、張振武の罪状を次々に並べ立てて、自らの殺害要請の正当化に躍起となった。

こうした政府側の対応に質問の効果が無いことを思い知らされた参議院では、弾劾を行なうか否か、弾劾の対象範囲をどこまでにするか、弾劾にすべきか查弁にすべきか等々をめぐり、同盟会、共和党その他各党派入り乱れての論議に日を費やすことになった。張振武が共和党员であったことから、共和党は連帯責任をもつ国務員全体の弾劾を主張し、同盟会は陸徵祥総理と大總統命令に副署した段祺瑞陸軍部長との二人の弾劾を主張し、両案衝突の中、また黎参謀総長查弁案もとび出して、議場は混乱しはては乱闘騒ぎまで演じられる始末となり、結局、8月末には出席者が激減して定足数不足のまま、この問題は立ち消えになってしまった<sup>5)</sup>。ただ長いわりには全く効果のなかったこの評定の中で、袁世凱大總統の弾劾を主張する者もあったようである。しかしその報道は、大總統に対する弾劾は大總統に謀叛行為があった時であり、しかも参議院議員4/5以上が出席し、その3/4以上の賛成が必要だとし、この殺害事件が謀叛行為に該当するであろうかと疑問を投げかけている<sup>6)</sup>。

北京での参議院での動きと並行して、8月20日、上海の張園で王芝祥、蔡元培、戴天仇、呉稚暉ら17名の発起で法律維持会が開かれ、1,024名の参加者全体の名で北京の参議院に、この事件が共和国の法律を蹂躪したもので、「總統から総理に到るまでみな違法の咎あり」として、更に徹底的に詰問するよう激励の公電を発している。そしてこのときにも、武力解決を主張する一部の声があったという<sup>7)</sup>。

ところでこの事件の起った時期は、陸徵祥内閣がやっと成立はしたものの、総理が政務を放棄して政府の正常な機能がストップした、いわば一種の政治の空白期であった。他方では国民党結成の動きが着々と進行し、従来の政治勢力の配置に大きな変動もたらされつつあると同時に、孫文、黃興が北上して南北間の対立・矛盾を調整し、袁世凱をもり立ててその主導権の下に差し迫った内憂外患に対処しようとしていた時期であった。従ってこうした時期に起った張振武案は、政治問題化して大きな政治的混乱を招くことは避け、あくまで法律問題に限って処理したいとの意向が大勢を占めていたと言うことができよう<sup>8)</sup>。

そしてそれを更に促し強めたのは、8月24日北京に到着して以後の孫文の言動であった。孫文はその夜はじめて袁世凱と会見したあと、「袁總統ともに善をなすべし、絶えて民国に不忠の意なし。国民は袁總統に対して万、猜疑心を存すべからず。妄肆攻訐し、彼此をして

誠意孚ならず、一事も弁ずべからざらしむれば、<sup>46</sup> 転って袁總統に激迫して悪を為さしむるに至ると云う」と述べた<sup>9)</sup>。また、「目下の大局は極めて希望あり。且つ張・方一案の風潮、以て即ち息むべきを信ず」と語り、黎元洪が中央の手を借らず武昌で二人を逮捕・処刑すべきであったと言う<sup>10)</sup>。更に参議院での弾劾の動きについても、「弾劾大いに必せざるべし。蓋し事実において毫も補救なく、ただ良好の時光を費やすのみ」との意見を明らかにしている<sup>11)</sup>。

とはいえ同盟会内部には、この殺害事件の責任を袁世凱に及ぼすのを極力避けようとする指導部への不満・反対の声も強く、天津の民意報、上海の民権報、中華民報、天鐸報などに抛り急進的言論を展開していた。そしてその急先鋒をなしていたのが、民権報に抛る戴天仇の、「武力を以て法律を破壊する者は、仍お武力を以てこれを治するのみ」の主張であった<sup>12)</sup>。

そして同じく同盟会系の新聞の中で總統無責任論を展開したのが、民立報に抛る章士釗であった。勿論、民立報の社論は社員の合議を経たものである以上<sup>13)</sup>、必ずしも章士釗の個人的見解とみなすわけにもいかない。むしろ今回の場合、以前の他のいかなる主張にもまして、同盟会のリーダーたち、及び共和党その他当時の政党関係者の大多数の意向を最も忠実に代弁するものであったとさえ見ることが出来る。さて章士釗が民立報を追われる原因となった總統無責任論とは一体いかなる論理構造をもつものであったか。

張振武案発生してより、總統責任問題これに随って起り、千目共に視、千手共に指し、以て張振武を殺す者は總統なりとなす。……總統はこの事に対して法律上責を負うや否や、尚お一大疑問となす。……總統責を負うや否やを明らかにせんと欲すれば、まさに先ず總統の責任の所在を明らかにすべし<sup>14)</sup>。

かくして章士釗は、責任内閣制下の總統の政治上の地位・責任問題について、三度目のおさらいをする。

近世の国家にありては、元首実にこれをして責任を負わしむるの道なし。……責任と云うものは、これを質言すれば、即ちこの品位をもって人民の喜怒の下に納るる、これなり。元首の地位をば、人民の喜怒を以て去留をなすに至りては、其の危うきの國本に及ぶ、また奚ぞ論を待たんや。その他の一面に在りては、責任の至るところ、威福これに随う。元首にして権力を濫用するの自由をもつに至りては、則ち立憲政治また何ぞ専制に異ならんや。これ元首に課するに責任を以てせざるは、表に尊崇するところありて、裏に実に禁制するところあるなり<sup>15)</sup>。

責任内閣制下の總統は、権力をもたないがゆえに行政上の責任も一切負わない、一種の裝飾品に他ならなかった。陸徵祥内閣成立時の混乱を機に盛んに唱えられ始めた總統集権論に対し、章士釗は責任内閣制は、「總統の野心を排除する」「その地位を議會に対して独立せしむ」の二つの目的があることを明言している<sup>16)</sup>。だが陸徵祥内閣が総理雲隠れで内閣としての統一性を喪失していることと、總統集権論の掩護射撃とに助けられて、袁世凱が実際には國務院會議を主宰し、また大總統命令のままに國務員が行動しているのが、当時の政治の現実であった。そしてこれを「畸形内閣」として厳しく批判したのが、章士釗その人に他ならなかった<sup>17)</sup>。さて以上をふまえて、彼が今回の責任は誰にありとしているかを見てみよう。

張振武案の責任は、まさに陸軍部長に帰すべし、まさにこれを總統に帰すべからず。蓋

し總統は責任内閣の国にありて、当然責任を負わず、而して此次の軍令、実に段総長より署名す。故に責任はまさにその身に課すべし<sup>18</sup>。

責任内閣制下の大總統は行政上の責任を負わない、民国は臨時約法の規定により責任内閣制を採る、従って今回の殺人事件について總統は無責任である、以上の単純な三段論法により、袁世凱は無罪を宣告されたのである。確かにこの大總統無責任論は、孫文をはじめとする同盟会の指導者たち、及び參議院の各政党の袁世凱に泥をかぶせたくないとの合意に沿うものであり、彼等の立論に有力な理論的支柱を提供するものであった。そしてまたこれは、袁世凱自身にとっても都合な議論であった。だが唐紹儀内閣の解散に際して袁世凱の内閣無視の専横をなじり<sup>19</sup>、またいま袁世凱が実質的には総理の権限も行使していることを「畸形内閣」と指弾して、彼の独裁の野心を十分に熟知している管の章士釗の発言としては、今回のあまりにも無邪気な總統免責論には、袁世凱擁護論として論理のすりかえによる、為にする議論ではないかとの疑問や反論が寄せられるのも至極当然のことであった。その一つとして、吳稚暉の民立報8月23日付の『總統責任問題』と題する投書を見ておこう。

吳稚暉は、章士釗の言う如く袁世凱に責任がなく段祺瑞に責任があるとすると、總統は國務員の言いなりに行動する木偶に等しく、約法は鞏固であって、段祺瑞の責任を追及すればそれでよいことになる、ところが、「實際を考究すると、たしかに袁世凱が段祺瑞を強迫して副署させたのであり、そのことは袁世凱が黃興に通電して明白に認めている。彼は黎元洪の情誼を斥けることができず、だから手を下したのだと述べ、國務員から迫られたので命令を下したとは述べていない」と言う。従って吳稚暉は、袁世凱自身も認めているようにこの事件の主犯は袁世凱であり、彼の責任をまず最初に追及することこそ、深い学問のない「老百姓」の常識からして極めて明快なことだとし、章士釗の議論が実際からかけ離れた詭弁を弄するものとなっていることを指摘している。

ところで章士釗は、袁世凱擁護論ではないかとの疑問、反論に次のように答えている。

本報責任内閣の精神を保護すること、始終一の如し。張方案起り、故に以て責任のまさにこれを陸軍部に課して、これを總統に課すべからざるべしとなす。淺識者流、及ち本報を總統の為に弁護すと謂う。殊に知らず、本報の討論するところは、乃ち政体に関わりて決して人身に関わらず、乃ち独立の主張の機に當りて立断するに関わりて、決して時論の潮流に迎合し、或いは一部分の目的に遷就して口に信せて雖黃するに非ざるを。總統と内閣との権限問題、記者おもえらく最も解決しがたくしてまた亟やかに宜しく解決すべきものなり。この問題に対し滬（上海のこと—後藤注）紙の言論、分ちて兩派となす。一は「總統集權」を主張し、一は「内閣負責」を主張す。……張方案起り、輿論みな總統に集矢す。さきの總統集權を言う者これを憂い、乃ち急にその論調を改め、總統制と内閣制との精神を厳別し、儼然内閣制の擁護者となる。尙の内閣負責を言う者、この一事のためにその集矢的を失うを慮り、またこれを憂いて乃ち急にその論調を改め、總統は責任なきに非ず、約法上の責任は実は總統をも兼ねてこれを言うると謂う。数日の間、兩派の論調互いにその位を易う。此の種の進退よりどころを失するの言論、國中に遍し。記者、疾風板蕩の詩を誦し、方にこれを悲痛して暇あらず。又なんぞ能く翻覆の責難に計り及ばんや<sup>20</sup>。

従って章士釗としては、今回の事件の張本人が袁世凱だということは事実としても、その事

実に立脚して袁世凱の責任を問うならば、論理必然的に責任内閣制そのものを否定することになると考えそれを惧れたのである。それは別の言葉で言うと、責任内閣制のタテマエを守ろうとするかぎり、袁世凱が事実上それを踏みにじり専横のかぎりを尽くしても、袁世凱を問罪する方法はないということになる。ただ章士釗の場合、当面の現実の動向に左右されて自己の主張や理論を改変する状況対応主義・機会主義者は唾棄すべき存在であり、たとい現実はいかにあれ、原理・原則を高唱することによって現実を指導し変化させようとする立場に立つとするのである。さて彼のこうした立場を、彼の強力なライバル戴天仇への反論という形でより詳細に述べたのが次の引用文である。

記者作るところの總統責任問題出現してより、頗る一部人士の喜ばざるところとなり、攻詰の声、頗る耳に盈つ。この派の議論、頗るこれを感情に訴えて法理に中らず。吾人すでに法制を諳わず。もしこの派の議論をして有力ならしむれば、必ず將に吾が法治國の基礎を動揺せんとす。……(中略)或いは曰く、子の言まことに是なり、しかるに總統は責任を負わずの幕下に隠れて實際上権力を濫用し法律を破壊するを如何ともするなしと。戴君天仇は即ちこの論を持する者なり。その言に曰く、「約法の定むるところ、明明まさに副署すべきなり。而るに袁世凱の行為、必ずしも副署を以て重要となさず」と。この言、記者決してこれを否認せず。蓋し一政制の由りて成るところ、固より能く波折を経ざるものに非ず。苟もその鶴すでに立てば、群山万壑、悉く驅りて以て荆門に赴き、一波折を経てその制の基、転って固し。もし困難ひとたび生ずるや、吾ついに自らその鶴を去りて以てこれに遷就すれば、これまさに前むを求めて反って却くのみ。ともに政事を談ずるに足らんや。總統責任問題を以てこれを言わん。苟も吾人總統まさに責任なかるべしと以て、總統あるいは個人の力を以て内閣の責任を排除して自らこれを戸れば、吾人ただ内閣の責任を扶持してこれを救正し、決して内閣の責任を取りてこれを總統の身に加え、以て自らその政制を紊るの理なし。況んや此番の事件、陸軍部総長明々副署し、形式上にありて總統並びに未だかつて内閣の責任を戸らざるにおいてをや。戴君曰く、「袁世凱は段祺瑞をしてこれに副署せしむ。これ副署に非ず。ただ黎元洪の殺人を允してまた段祺瑞をして殺人の同意を為さしむるのみ。それ副署とは、もと閣員の元首の行為に同意するの謂なり。戴君の副署を積する、すでに遺恨なきに、同時にまた謂いて副署に非ずとなすは、これ何の説ぞや。戴君の謂うところの副署とはまた何種ぞや。戴君の意にありては、おもえらく或いは總統人を殺す、まさに他人をしてその責任を負わしむべからずと。これ道德上の談、記者もまた深くこれを然りとす。しかるに今日の篇幅、余白の吾に倫理の研究に供するなきを如何ともするなし。在創元首無責任の説を為す者、また必ず能く元首あるいは殺人等のことあるに計り及ばんや。然れども副署の制すでに立てば、必ず事実の直接にこの制の条文と相衝突するものに遇いてのち能くこの制の動揺ありと謂う。法律外の思索に至りては、その直接に法制に影響するを許さざるなり。戴君の言の最も折ぶなきものは、則ち袁氏を以て叛逆罪を犯すとす、これなり。その抛りて以て叛逆罪となすの理由は、わずかに國憲侵犯の四字のみ。それ國憲侵犯は、その範圍の大小定めなし。もし張方案の謂うところの國憲侵犯なるものを以て、叛逆と兩名詞これを駢列し、各々その定義を覓れば、これ果して大小合体するか、はたまた彼此相涵むか、これ法理に深明なる者を待たずして、以てその然らざるを見るあら

ん。あに戴君を以てしてこれを知らざらんや、これを知りて故らにその反を言え、民国の和平を擾乱するものは、必ずこの言ならん。戴君かつ武力を以て最後の解決をなさんと主張す。筆を下すの時に当り、またかつてこの言の責任に思い及びしや否や<sup>21)</sup>。

章士釗にとり、責任内閣制下の民国で起きた今回の殺人事件について、袁世凱の責任を問うということは、責任内閣制の概念規定に重大な変更をもたらす、責任内閣制の堅持を危うくする、「法制を紊る」ことに他ならなかった。従ってあくまで責任内閣制の定義に即して今回の事件に対処すること、それが責任内閣制を護持する唯一の方法であった。そして段祺瑞の副署がある以上、責任内閣制下の行政として形式上不備は見られず、今回の事件は全く適法的である、袁世凱が実際の指揮をとったことを云々するのは、あくまで道徳上の論議であって、法律上の問題に異なった次元の問題をもち込んで混乱させるべきではないとするのである。

かくしてこの堅牢によるわれた論理の武装の前に、民権報に拠り激烈な議論を展開していた21歳の戴天仇の主張は、完膚なきまで粉碎された。鋭い直観の下、犀利な筆を縦横無尽に揮っていた才子戴天仇にとり、叛逆罪の定義の反問ほど、返答に窮するものはなかったであろう。だが章士釗の堅固な論理の壁に弾き返され、反論できる準備がないだけに、彼個人への憎しみ、フラストレーションが一層つまったのであろうことは、十分に予測されることであった。

ところで今回の殺人事件が、手続き上全く合法的で袁世凱の責任が問われなかったら、以後、類似の事件の統発を防止する手だてがないことになり、臨時約法第6条第1項の規定は全くの空文と化することになろう。ということは、この規定を実効あらしめるための手続きが制定されていないからであると、章士釗は考えた。そしてかねてより約法実施過程で気づかされる法制上の不備を、正式国会成立後に制定さるべき憲法において修正してその完成を図ることに意欲をもやしていた章士釗は、今回の事件を通じて明確になった約法の欠陥とその是正の方法とを提起した。

約法に人身の自由を保障するの規定あるもその手続きなし。参議院は即ちまさに“出廷状”案を通過し、以て不法の逮捕を防止し、並びに立時拘殺は何れの時を論ずるなく国法の許さざるところと為すと声明すべし。今この法典なし。故に張案の如きもの発生す。吾よく戟指これを罵ると雖も、終に道徳の意多く、法律の意少なきを覚ゆ<sup>22)</sup>。

ところがこの“出廷状”案について、章士釗自身の理解が不足した説明も不十分であったため、さきに章士釗からこっぴどく決めつけられた戴天仇が反撃に出る中で、それが1679年の人身保護令を念頭に置いての提案であったことが明らかにされた<sup>23)</sup>。このような中、戴天仇を先頭に、民権報、天鐸報、中華民報など上海の同盟会系の新聞の章士釗への一斉攻撃が開始した。“出廷状”の訳語が拙劣で要領を得なかったことから、イギリスで多年研鑽を積んだ筈の彼の法律学の知識、はては英語の学力までも疑い揶揄する攻撃から始まり、袁世凱から賄賂を貰ったの、その高等顧問に就任の予定だの、はては康有為・梁啓超の仲間で政聞社員であったとか等々、全く根拠のない、人身攻撃に類するデマ・中傷がばらまかれるに至った。勿論、梁啓超との関係云々は、すでに7月の毀党造党の提言の時から持ち出されていた<sup>24)</sup>。そしてこうした個人攻撃の一斉砲火の中で章士釗に大きな精神的打撃を与えることになったのが、中華民報に掲載された、1911年8月イギリスのリヴァプールの海岸で投身自殺

した友人楊毓麟（篤生）の遺書であった<sup>25)</sup>。

そして章士釗は8月25日の『概言(二)』で、自分に浴びせられたいわれのない攻撃に弁明と遺憾の意とを表して以後、民立報を離れるのである。

ところで8月24日北京に到着し、25日、国民党結成大会に出席し総理に選出され、袁世凱と数次にわたり会談を重ねていた孫文について、張振武との共謀のデマをとばされ出発を遅らせていた黄興が、9月11日北京に到着した。そして16日、袁世凱、孫文、黄興の三者により、政治綱領八カ条が取り決められた<sup>26)</sup>。これにより袁世凱の北京での総統就任以来の南北間の対立・誤解はひとまず解消され、内憂外患の前に手を束ね行き悩んでいた民国は、一応の安定を取り戻すことになり、以後、政局の焦点は、陸徵祥に代る内閣総理の人選の問題、国会選挙問題に移ることになった。そしてかくして張振武案はいつしか忘れ去られ、袁世凱は全く不問に付されて無傷のまま、パフアスモンセイガイーナ袁世凱の平和の一定の保証を手に入れることになった。

そして民立報を退いた章士釗は、9月22日、かねてより発刊を準備していた独立週報第一期を世に送り<sup>27)</sup>、来るべき憲法草案の起草に照準を合わせつつ、彼の理想の民国構想について再び提言を開始するのである。

## 六 「毀党造党」説とその反響

さて第四章で述べた如く、7月19日、陸徵祥総理の提出した六名の國務員が全員否決され、実質的には内閣不信任という事態が生じた。そして唐紹儀内閣瓦解以来のこの一カ月有余にわたる政治上の混乱・空白の原因を、参議院の各党派の私的利害を優先させた無原則的な党争に見た章士釗は、当面の党争を消滅させる三つの方法を提起した。その最後の一つが、本章で取り扱う「毀党造党」の主張である。

ところで、張玉法の『民国初年の政党』（中央研究院近代史研究所専刊49・1985）の付録の民初党会調査表に載せられた政党・政治結社は310余りの多きにのぼっている。そしてそれらの乱立した小党がたえず離合集散を繰り返し、私的利害・感情・面子などのさまざまな理由から、悪罵の応酬からははては乱闘騒ぎまでの醜い争いをくり広げて、民国政治の順調な進行をいかに妨げたかは、民国初年の政治について語る者の例外なく指摘するところであった<sup>28)</sup>。そして民国の発足に当り、鞏固で健全な責任内閣制政府を樹立するため、イギリスの立憲政治をモデルにしつつ、近代民主政治における政党の要件・資格について系統的に展開して国民の啓蒙の任に当たってきたのが、他ならぬ章士釗であった<sup>29)</sup>。

とはいえ現実理想からあまりにも懸け離れ、国家全体の利益をよそにして枝葉末節の争いに血眼になって、出発したばかりの民国の解決すべき問題が山積している重要な時期に、長期にわたり政治の中樞が欠けるという重大な事態がもたらされたのである。従って章士釗は再び近代民主政治における政党の要件・資格、あるべき政党政治について明らかにし、無意味な党争を消滅させる根本的解決法を献策することになった。それが彼の7月15、16、17、19日の4回にわたり民立報に連載された『政党組織案』の提案であり、7月の終り頃から「毀党造党」と称するようになった主張である。

彼はまず当時の党争が、本来の意味の、即ち各々の政綱の対立点を明確にして選挙民の前で正々堂々と議論を闘わせてその支持を争う党争になっていないことの指摘から論を開始し

た。

吾国初めて党ありて数月ならずして、すでにその弊に勝えず、全国大部分の聡明才力を挙げて、悉くこれを党見を調和するに耗す。夫れ号称して党と為せば、自ら党見を見ざるを得ず。果して党その正を得れば、その見また安んぞ調和を取らんや。いま昌言して調和を曰えば、即ち以て党争の不当を断言すべし<sup>30)</sup>。

彼によれば、調和できるような党見は、実は党見としての資格を欠くものに他ならず、同盟会と共和党とが些細なことを原因に対立を繰り返すのも、「両党の党綱が異ならざれば、党争はその集中の点を失い、全く無意識の境地に陥る」ことの如実の表現であった<sup>31)</sup>。従って彼が「毀党造党」と称する新たな政党再建案を提出した大前提には、当時の党争が無用の紛糾、私争に類するものであり、それは当時の群小の政党を二大陣営に大きく色分けする、いわば楕円形の二つの焦点に当る同盟会と共和党との政綱がさして大きな差異を明確化していないという認識があった。即ち両者の政綱の対立点が不明瞭であるがゆえに、双方が本来争う必要のない脇道にそれたところで見当違いの紛争を繰り返していると言うのである。

それゆえ章士釗は、「現時の各党の構造をもって悉く挙げてこれを毀壊し、政党を新基礎の上に重び築く」という、「徹底的改造」の必要性を力説するのである。そしてこのようにして初めて、「以後のあらゆる党争をして悉くこれを党綱に本づけて、傾軌の私をば絶迹を期せしめ、また以後のあらゆる党派をして、万やむをえざるに非ざれば、必ず翻して二と為して、小党の生ずるをば絶迹を期せしむ」ことが可能になると言う<sup>32)</sup>。その上で彼は、既成政党をいったん全て解体して、新たに「純粹に政綱の上に建築」された二大政党への改組の具体的手続きを提案した<sup>33)</sup>。

毀党造党の念生ず。毀党造党と云うは、乃ち今の政党が悉く自らその党を毀ち、相ともに共同討論して以てその己れに適するの政綱を求め、政綱に因り就きて再造して党を為るの謂なり。その法は則ち今の党人は絶えて自ら以て党人となさず、各党その才智なる者若干輩を出し、一政治研究会を開き、その哲家の態度に本づきて、國中のいわゆる政治・財政種々の大問題を挙げて一つ一つ徹底してこれを研究す。期をなすこと多きは一年、少なきもまた六月。一問題ごとに必ず可否両面の問題あり、愈々可否の数多ければ、愈々最後の核語多く、果して可なるもの否なるもの統系紊れざれば、この統系に就きて分けて兩派と為す。或いは可なるもの否なるもの兩派互いに出入あり、また或いは問題に輕重大小の不同あらば、輕きを捨てて重きを取り、小を略して大を言い、また即ち因りて以て分けて兩派と為す。……兩大政党相迭る代る用いるの利、吾乃ち得て享せん。この各党の才智ある者が集まり、「その政治家の面目」をいったん取り去って、哲学者の叡知を以て会する「一政治研究会」を、彼は「理想の政見商榷会」と命名している<sup>34)</sup>。以上が、陸徵祥内閣に対する実質的な不信任という重大な政治的混乱を成るべく早く解決して、全国あげて列強帝國主義の領土分割、借款問題による内政干渉に対抗すべく章士釗が提出した党争消滅の第三の方法であった。ところで党争消滅の方法として、「政治道德の改良」を図るとか、政党の活動範圍を限定してその力を削減する等々の方策をあげる者もいた。章士釗はそれに対し、「政治道德の不良」は「政党組織の不完備」によるとして、「毀党造党」は政治道德改良の効果も兼ね有しているとする。また政党の活動の制限は、アメリカ式大統領制を採用せず責任内閣制を採る中国にあっては、受け入れられないとして斥けている<sup>35)</sup>。



ところで既成政党を一旦解体して、対立点を明確にした政綱をもつ二大政党を新たにつくり上げるといふ「毀党造党」のプランは、正式国会成立後は従来の混合内閣ではなく、「強有力な政府」即ち政党内閣を組織したいとの強い要望を裏に潜めていた。章士釗としては、このままでは、国会選挙後いずれの党も絶対多数を占めることができないとの見通しを抱いていたのである<sup>36)</sup>。

そして折しも6月頃から同盟会の改組の動きが胎動を始め、また統一共和党、国民協会、共和建設討論会、国民公党等のいくつかが合併する動きも開始していた<sup>37)</sup>。そしてそれは7月に入ると更に具体的に動き出し、陸徵祥内閣の國務員選出問題を機に統一共和党が同盟会に接近して来る中で、宋教仁らのイニシアティブの下、同盟会と政見が似通った党派を合併して新党結成を企てる動きが表面化してきた。

それゆえ章士釗の「毀党造党」の主張は、折からの同盟会改組の動きを睨みつつ、それが単なる党勢拡張のための無原則的合併に終始するのを防止する役割をも狙っていたと見ることができる。彼自身もこの好機を借りて、理想の政党を些かでも実現したいとの意図をもって、これを明らかにしている<sup>38)</sup>。そして彼の主張を世論づくりに利用し、同盟会内部の反対意見を強引に押し切り、来るべき国会選挙に備えて議院内で多数を占めることのできる政党として国民党への合併・改組にこぎつけたのが、宋教仁らであった。従って章士釗の主張は、結局、宋教仁らの動きを側面から助けたと言えることができよう。

そしてまた章士釗は、同盟会の民生主義は党綱として掲げるに不適當なことを明らかにして<sup>39)</sup>、「民生主義を廃去する」を合併の大きな条件にあげていた、統一共和党の要求を呑むのに有力な理論的根拠を提供した<sup>40)</sup>。彼によると、将来に実現を期する政治目標に他ならない民生主義は、「現在能く実行するものを以て範囲と為す」党綱の定義に合わず、またたといそれを国家社会主義と改めたとしても、ライバルの共和党がそれに対してマイナスの主張を掲げていない以上、党綱としての資格を備えていないという。更にまた章士釗は、同盟会内部でも必ずしも一致していず、また共和党の中でも賛成する人がいる男女平等の主張も、党綱としてふさわしくないと述べ<sup>41)</sup>、異論の多い男女平等を合併時の議論から外すのに恰好な理論的根拠をも付け加えた。

従って章士釗の「毀党造党」説は、同盟会・統一共和党・国民共進会・国民公党・共和実進会の五党合併による国民党の結成に大きな寄与をなしたと言えることができる。しかし、あくまで既成政党を一度は完全に破壊し、「嚴重繁複の研究を経て分ちて兩党と為す」のであり、「各党を毀ちて合して一党と為す」のではないという本来の趣旨<sup>42)</sup>からすると、彼の主張は結局、受け入れられなかったと見ることもできる。そして国民党結成大会が開催された8月25日付の申報は、国民協会と共に共和建設討論会の二党の在京代表が各々の会を解散して、「第三党」の民主党の結成を準備中であることを報じている<sup>43)</sup>。従って党綱の正負に基づいて二大政党を両極に結晶させるという章士釗の主張は、現実的には何の効果も齎らない、空しい議論であったとすることができよう。更に当初の目的であった党争の消滅も全く実現せず、以後、国民党、共和党、民主党、統一党の四党間の争いはますます熾烈化の一途を辿ることになった<sup>44)</sup>。

そして、既成の政党をいったん全面的に解体し、一年あるいは半年もの間、中国に政党不在の状況をつくり出すこの案は、陸徵祥内閣の組閣が暗礁に乗り上げるや、軍警や健士人

団といった武装集団を動員して参議院に恫喝を加え、政党政治の根底を掘り崩しつつあった袁世凱にとり、決して歓迎できないものではなかった。むしろ袁世凱にとり、この間、全くフリーハンドで振舞える機会が与えられるということに他ならず、この上もない好都合なことではなかった。

そして陸徵祥内閣の組閣挫折以後さかんに唱えられ始めていた、アメリカ式大統領制の採用や「超然無党」<sup>45)</sup>を説く議論につけ入る隙を与えるものでもあった。章士釗の主張を自己に都合の良いように解釈して、雲南都督蔡鍔が早くも同調して毀党を説いているのは<sup>46)</sup>、その好個の見本としてよかろう。また章士釗が国立報を離れて以後、国会選挙に向けて各党が奔走努力している最中、江蘇都督程德全が幾度も政党を解体して「政見商榷会」を組織するよう呼びかけているのも、章士釗の主張がどのような形で受けとめられたかを端的に示している<sup>47)</sup>。

従って章士釗の「毀党造党」の主張は、国民党の結成を促進し、同盟会の綱領を後退・妥協させたという点から、同盟会内の改組に反対する人々から不評を買ったばかりか、共和政治破壊の布石を着々と打ってきた袁世凱を利する、政党の敵前武装解除に等しいという点からも、激しい非難の対象となったのである。

## 七 結びにかえて

既に述べたように、8月15日夜の張振武・方維殺害事件に因って総統無責任論を展開したことが、同盟会系の新聞の一斉攻撃を招き、章士釗は国立報社を退くことになった。社長于右任は『某君に答うるの書』<sup>48)</sup>を發表し、7月8日の国民公報事件に対する議論から章士釗への攻撃が開始し、今回の総統責任問題をめぐる主張でピークに達して、今や社員全体への攻撃にまでエスカレートしていることを明らかにした。そして、革命後の現在は「建設を以て自ら任」じ、社会の信用を損なう「過激」「過偏」の議論を避けて東方のタイムズ紙を期している国立報は、合議制を採用している以上、今回の総統無責任論も決して章士釗の独走ではないとして、この問題に対する国立報の基本的立場を縷々釈明した。

于右任は張振武事件について、「夫れ黎もとより罪あり、袁の若き者、国民これを去らんも去る能わず、これを用いんも用いる能わず、その付属品これを駆らんも<sup>ことごとく</sup>是は驅る能わず、これを<sup>のぞか</sup>汰んも<sup>のぞか</sup>汰く能わず、武力もてこれを解決せんもまた能わず、戟指これを謾罵せんもまた<sup>とら</sup>理ず。我あに知覚なからんや、我あに天良なからんや、忍びて禍首となり、甘んじて此の曹に媚ぶるとは」と述べ、黎元洪の後盾をなす袁世凱が諸悪の根源であることを重々承知しながら、それを如何ともできぬ無念さを吐露する。そして、「然れども中山入京し、袁に十年の総統を以て相許す。それ袁氏を弄ぶか、はたまた袁氏を重んずるか、これその中大いに研究を費やす。我敢えて断言して曰く、中山確かに見るところあるに非ざれば、敢えてかくのごとく冒昧せざらんと。然らば則ち吾が党のこれに対する態度、まさに何如なるべきや」と述べ、今回の孫文の北上が妥協・屈服に見えて容認しがたくとも、孫文の中国の前途に対する深い配慮と見通しとを信じて、それを支持する以外にないと言う。

従って、「国是の日に非なるを見、入京して以て挽救を図らざるを得」ない革命の元勳、孫文・黄興の苦衷を察し、この「憐れむべき境」にある彼らを誹謗し、彼らが袁世凱と握手

している背後で、「なお袁賊を罵る」のは、彼らの価値を貶めることになる、「激烈一派」を敵しくたしなめている。

そして以上の于右任の弁明と同盟会の急進分子への苦言とに見るかぎり、章士釗の袁世凱免罪論も、全体として同盟会首脳部の当時の政治的選択を忠実に反映したものであり、彼のみが一人突出し先走りして袁世凱にすり寄ったとすることはできない。むしろ民国初年の混沌とした情勢の中で、袁世凱に対する冷徹な評価と対応方法とが未確立のまま、彼の一つ一つの約法無視の行動に振りまわされて、結局は民国の平和・「国家の利益」の名の下に妥協・屈服に追いこまれている同盟会の指導者たちの全体としての動きの一所産であったと見ることができる。そして袁の行動の最終目標が、辛亥革命の創り出そうとした民国政治とは本質的に相異なる方向を指すことを見抜くには、1913年3月の宋教仁暗殺事件を待たねばならなかった状況を物語るものと言えよう。

それゆえ章士釗一人に罪をかぶせることはできない。ただ章士釗が目のかたきにされ、非難の集中砲火を浴びたのには、それ相応の理由がなかったわけではない。まず第一に彼は同盟会員ではなかった。そして同盟会加入をあくまで拒みながら、同盟会の実質的な機関紙民立報の紙面をリードする彼は、常にうさんくささ、調停者的・傍観者的空気をつきまわせており<sup>49)</sup>、折ある毎に梁啓超との関係云々が取沙汰される原因になった。第二に、信ずるところは真理であり、論理学の徒であり、学理の研究に基づいた冷静な独立の言論である等々<sup>50)</sup>、術学的で高飛車な説教調などが、反発を買い易かったことがあげられる。第三に、確かに英国流の議院内閣制政治の制度と学説とに通暁し、人身保護令状、最高法廷における違憲立法審査権<sup>51)</sup>等々、当時の中国人の政治学・法律学の水準から余りにも抜きん出ているため、煙に巻くとか詭弁を弄するといった方向で受けとめられ易く、また彼の該博な学識と堅牢な論理の壁とに圧倒され弾き返された人々の怨みが集中しがちであった。そして以上が彼個人の理由だとすれば、もう一つ、同盟会の指導者たちの袁世凱への妥協・屈服的態度に対する危惧と不満とがストレートにぶっつけられず、内訌し鬱積していたということがあげられる。そしてそれが章士釗をスケープゴートとして恰好の吐け口を見出して噴出したと言うこともできる。

従って総統責任問題をめぐり章士釗に浴びせられた総攻撃は、相当程度、濡れ衣であり冤罪であるという面をもつことは否定できない。だがしかし、武力解決を主張し、章士釗攻撃の先頭に立っていた戴天仇が9月9日全国鉄路全権に任ぜられた孫文の「機要秘書」に就いたという事実にも注目しておく必要がある。ということは、戴天仇の言動は孫文の諒承範囲内であったと考えられるということである。

そしてまた、張振武を武昌で逮捕して処刑すべきであったとし、今回の事件によって、「黎元洪の威信はまさにこれより失墜せんとす」と述べていた孫文が、時報9月3日『孫中山之政談』の中で、新聞記者の、今回の事件は政府が約法に従って慎重に処理しなかったところに誤りがあり、黎元洪には無関係だとの発言に、「黙然点首」したという報道がある。また9月16日、袁世凱の挙行した孫文送別の宴会で、「方今革命よく成功を告げ、先生奔走数十年の目的すでに達す。中華の革命ここにおいて終りを告ぐるか」との袁世凱の質問に、孫文は莞爾従容として、「満清幸いにすでに推翻す。もし国中の革命これにより終りを告ぐると云わば、恐らくは未だ必ずしも然らざらん」と答え、袁世凱が色を失ったのに、孫文は

坦然としていたとのエピソードが伝えられている<sup>52)</sup>。更に孫文が創設した英字新聞民国西報が、孫文の北上中にも袁世凱攻撃の記事を掲載したことなどの事実もある<sup>53)</sup>。

以上をあわせ考えると、同盟会が極めてルーズな、各人の自由な行動を取締るだけの規律に欠けている面は割引いたとしても、孫文が表向きの発言ほど袁世凱に無警戒であったのではないことがわかる。そこには、一方では袁世凱との間に山積した問題を話し合い、南北対立の解消につとめて八大政綱という形でひとまず決着をつけつつ、他方では袁の出方をじっくり見守っている、孫文の一筋縄では行かぬしたたかさが浮び上って来る。そこには孫文の、幾つかの選択肢を用意し、当面はその中の一つを実行に移しつつも、他のものの可能性も常に念頭に置いて対処しようとする、二枚腰、三枚腰の策略に長けた一面が顔を覗かせていると言えよう。

だとすると、章士釗の総統無責任論は確かに同盟会首脳部の意向を代弁し、それを合理化する意図に発せられたものだとはいえ、その弁論には一種の行き過ぎ、彼の攻撃者たちとは決して通底しえない違和感、微妙な、だが決定的に重大な食い違いが認められるようである。換言すると、双方の議論の立脚点に、本質的に相容れないものが感じられるのである。言うなれば、双方は議論の次元、土俵を異にしたところがあり、当面はそれが甚しく目に立つまでには至っていないにしても、批判者側にはその落差が本能的に察知されたがゆえに、章士釗は袋叩きにあったとも見るのできるのである。

さてそれでは、章士釗と同盟会系の他の新聞の論客たちとの間の、微妙な、だが根本的なズレは一体どこに見出されるのだろうか。まず第一に挙げるべき重要な相異点は、章士釗が革命後の中国の国体を、統治権が既に君主から平民の手に移った、「平民政治」の国家に変更したと認めていることである<sup>54)</sup>。従って成立したばかりの民国の当面喫緊の問題は、統治形態、即ち政体をアメリカ式の大統領制を採用するか、英仏流の責任内閣制にするか、両者の長短を慎重に見極めて、いずれかに決定することであった。草創期の民国は過渡的形態として共和専制体制を採用すべきだとの見解に対し、章士釗は、中国は共和であれば存続でき共和でなければ亡び、二者択一の道しかありえないとして、共和専制体制を受け入れる余裕はないと一蹴する<sup>55)</sup>。

それゆえ袁世凱の唐紹儀内閣倒壊のもとをなした内閣総理の傀儡化の動きや、張振武の殺害などは、みな総統の大統領制を指向する権限強化の試みであり、大統領制か責任内閣制かの政体をめぐる争いとして把えられている。そこには戴天仇の如き、民国の破壊を企てる叛逆者、「専制魔王」といった、共和か専制かの構図で捉えようとする視点は全く見られない<sup>56)</sup>。これが両者の根本的に噛み合わない点であった。

第二の両者の相異点は、章士釗が民国の出発に当り移植し打ち立てようとした西洋近代民主政治のモデルは、明確にイギリスの責任内閣制であったことである。章士釗は、「内閣政治は、記者が学をイングランドに治めし時、即ちその神明を夢想し、自ら根器のいかんを審らかにするに暇あらずして、漫りにその物を以て我が前清の<sup>上</sup>季に移置せんとす」と、それが年来の宿願であったことを回想する<sup>57)</sup>。勿論、責任内閣制の点では、フランスに範を取ること否定しているわけでは決してない。ただ、「英人は実利を重んじ、虚名を軽んじ、政治能力ついに天下に甲たり<sup>58)</sup>」「英は言論自由の祖国なり。法蘭西は共和を号称するも、その国民の言論権、速くイギリスに遜る<sup>59)</sup>」など、イギリス政治への評価は極めて高い<sup>60)</sup>。また、

「政党的徳は、即ち反对党の意見の流行を聴すに在り」と説き、彼が屢々この言葉を引用するメーンやダイソー、バジョット等々、政治学・法律学の知識を英国の学者に多く負っていたこともあり、英国政治への親近感が強かったようである。

ところで章士釗がイギリスの共和政治を理想に掲げたのには、もっと別の重要な理由があった。それは専制を脱け出したばかりの、「民智民徳」の進んでいない中国で、「極端の民政」「絶対的平民政治」の採用は、国家の運命を「暴乱者」の手に委ね、フランス共和政治と同様な弊害を被ることへの危惧であった。従って彼は、「平民の国家を以て、貴族の政府を建立す」ること、即ち少数のエリートによる政党政治を主張するのである<sup>62)</sup>。そしてこの民主政治の移植における漸進的方法の主張が、章士釗にイギリス共和政治モデルに固執させ、同盟会急進派の論客たちとの間に眼に見えない垣を築かせることになったのである<sup>63)</sup>。

第三の相異点は、章士釗が法制の導入・移植にとりわけ熱心であったことである。勿論、西洋近代政治の法律・制度を参照し、その受容を図りつつ近代国家体制を早急に整えることは、民国が発足したばかりの当時の人々の共通の課題であった。従って誰しも大なり小なり制度信仰民主主義者、政体論的民主主義者の様相を帯びていたと言ってもよからう<sup>64)</sup>。

しかし章士釗ほど明確な自覚的な制度信仰民主主義者は極めて稀であったと言ってよい。例えば臨時約法第34条の解釈についての疑義を、最高法廷に訴えて審判を仰げとする如く<sup>65)</sup>、そもそもまだそのような段階には至っていない現状を無視して、ひたすら形式面の整備を急ごうとするのである。それはまた、「出廷状」即ち人身保護令状の問題についても同様であった。彼が約法実施過程でつき当たった不備・欠陥をイギリス共和政治のいかなる法制的根拠に照して補訂修正すべきかを熱心に論ずるのも、完備した憲法の制定への渴望からに他ならなかった。また政党の要件・資格についての厳密で、時として硬直的なまでの厳格な要求も、形式面での整備により、中国に近代政党政治が実現し定着するとの信念によっていた。

そしてそこには、中国の現実、世論の動向を斟酌しつつ、西洋近代政治の法制をいかに選択的に受容するののかという発想も、また近代国家体制創出の政治的基盤をいかに構築して行くのかを問う姿勢も、極めて貧弱であった<sup>66)</sup>。たとい現実から隔絶し遊離しようとも、ひたすら演繹的に教条主義的に西洋近代政治の法制の移植にかける執拗さ、そこに徹底した制度万能論的民主主義者章士釗の面目躍如たるものがあつた。そしてこの点に、たとい日本留学の経験はあつても近代民主政治の祖国イギリス滞在の体験はなく<sup>67)</sup>、原書から自由自在に引用して自説を根拠づける学力にも乏しく、コンプレックスを抱いていた同盟会急進派の論客たちの、言論では太刀打ちできないがゆえに一層つもの焦立ちがあつたのである。

さて最後の第四の相異点は、章士釗の形式民主主義の信奉と深く関連する、彼の論理学的著しい形式論理的傾向である。彼はエジンバラ大学で論理学を学び、論争相手にも常に「邏輯論法」に通じることを要求していた<sup>68)</sup>。従って彼が、民国初期の論壇において、討論の前提を明確にして<sup>69)</sup>、正確な概念規定と冷徹な論理の運びを重視し、無用な混乱と紛糾を排して稔りある議論を組織するのに大きな功績があげたことは否定できない。

だが他方、彼の論理学は実質・内容の如何よりもまず形式的整合性を極めて重視する特徴をもっていた。彼が張振武事件で総統無責任論を帰結したのは、全く単純な三段論法であつた。袁世凱が実際に何をなしたか、またそれが何を目指していたかについては、彼は敢えて眼をつぶるのである<sup>70)</sup>。彼にとり、責任内閣制の名を守ることに最大の関心があり、名さえ

守られていれば、実の侵害は防ぐことができると信じていた。だが張振武事件で免罪符を獲得した袁世凱が、安んじて次の宋教仁暗殺の刃を研ぐ、これが彼の形式論理学の行き着くところに他ならなかった。かくして彼の論理学は状況に追随し、それを合理化・正当化する御都合主義・機会主義を糊塗する道具と化していくのである。そしてそれが他から批判され、自己の論理の一貫性を守ることが自己目的化してゆくとき、それはもはや現実を素通りした詭弁に墮することになる<sup>71)</sup>。

また地方、近代共和制下の政党は政綱の正負の対立に基づく二大政党しかないとの彼の見解もまたその論理学の形式偏重を端的に示すものであった。彼によれば、同一の磁場における議論にはあれかこれかの二値対立しかないのである。そして彼がこれを導き出したのは、西洋近代共和政治に関する学説からの直接無媒介的演繹であり、中国社会の現状・世論の具体的分析からではない。従ってここから、国民党の党綱として国家社会主義を掲げることができないのは、その対極に位置する「共和党のこれを採用せざるを見」ないからだとの、極めて頑なな柔軟性を欠いた認識に辿り着くのである<sup>72)</sup>。

そして章士釗の形式論理学が内在させている以上の如き性格のもつ危険性は、むしろ直感的次元では見抜くのはさして難しいことではなかった。だがその堅牢で強靱な論理の城壁を、論理の次元で突き崩すのは容易ではなく、彼の土俵に引きずりこまれ翻弄されて終ることになるのである。

さて以上の四点が、章士釗と同盟会系の他の新聞の論客たちとの間に横たわる、微妙な、だが本質的な差異であった。そして民立報を追われた章士釗は、『独立週報』で健筆を揮うことになった。しかしこれが袁世凱のヒモつきであることを知り、民国2年(1913)1月の末で筆を断つことになる。この間、袁世凱から北京大学校長に任命されるなどの懐柔の手が差し伸べられるが、つかず離れずの態度に終始すると共に<sup>73)</sup>、江蘇都督程德全と組んで憲法研究会を組織してその主任に任じて憲法の起草に意欲を燃やした<sup>74)</sup>。そして3月の宋教仁暗殺事件を機に袁世凱に見切りをつけて、第二革命に参加し、その失敗後は日本に亡命し、『甲寅雜誌』により独特の調和論を鼓吹して袁世凱の独裁強化・帝制の野望に反対し、中国に健全な民主主義を打ち立てるべく活発な言論活動を繰り広げるのである。そしてこのとき投稿し、その思想的影響を受けることになったのが、日本留学中の若き李大釗であった。

従って筆者の次の課題は、章士釗の調和論の解明と、その李大釗の思想形成にもたらした影響の探究とをなすことである<sup>75)</sup>。そしてそれを通じて、章士釗の政論が、中国近代民主主義思想発展史上いかなる意義と可能性をもち、現代中国に学ばれ受け継がるべきいかなる遺産と教訓を残しているかを、過不足なく見極めたいと思う。また民立報時代の章士釗の思想と行動様式の特徴、即ち独立独歩・不偏不党を標榜して傍観的・高踏の立場を取ること、漸進的進化を理想とし、制度信仰民主主義者であること、時として硬直化すると同時に御都合主義に陥り易い、演繹的な形式論理学などが、どのような形で以後の彼の政客としての人生の歩みを規定したかも見極める必要がある<sup>76)</sup>。

<付記>本稿は『民立報期の章士釗』（信州大学人文学部特定研究報告書『文化受容とその展開』昭和60年3月）及び『民立報期の章士釗（続）』（信州大学人文学部人文科学論集20号、昭和61年3月）の終編である。ところで、章士釗の民立報への寄稿には、1911年

9月26, 27日の社論『内閣果非對於議會而負責任乎』や10月2, 3, 4, 5日の欧洲通信員の名によるイギリスの政争についてのレポートなどがあるが、これらは民立報期の中にも含めなかった。なお1988年3, 4期の『文滙月刊』に娘の章含之の文学的香気の高い『我与父親章士釗』が発表され、中華人民共和国成立後、とりわけ文化大革命当時の章士釗のありさま、『柳文指要』（1971年）発表時のいきさつなどが知らされることになった。そのほか章士釗の伝記として、白吉庵の『章士釗伝略』（晋陽学刊1985年2期、今、『中国現代社会科学家伝略』第10輯収録）と同『略論章士釗』（歴史教学1986年2期）がある。

註

- 1) 陶菊隱『北洋軍閥統治時期史話』第七章。
- 2) 張振武案の史料集としては、『民初政争与二次革命』上編二、張振武案風潮がある。
- 3) 王耿雄『孫中山史事詳録』（天津人民出版社 1986年）340頁の民権報8月19日。
- 4) 時報8月20日 孤憤『論張振武伏誅事』。
- 5) 参議院での議論の推移については、注(2)の『民初政争与二次革命』所収史料、その他、民立報、申報、時報の8月29, 30, 31日の記事参照。
- 6) 時報8月22日 時評(二)『説彈劾大總統』。
- 7) 申報8月21日 『法律維持会開会記事』。
- 8) 『民初政争与二次革命』に引く9月8日, 9月11日の『政府公報』中の参議院速記録参照。
- 9) 民立報8月27日專電。
- 10) 注(3)352頁の天鐸報8月26日。
- 11) 注(3)381頁。時報8月30日の特約路透電によると、参議院での議論がまとまらずウヤムヤのうちに終わったのについて、「説く者謂う、孫中山京に到りてよりのち、政府の勢力すでに困りて以て増兵す。本日参議院の結果、実にその確証なり」との見解があったことを報じている。
- 12) 『民初政争与二次革命』に引く民権報8月21日の戴天仇『張振武案之善後策一武力解決（二件）』参照。戴はこの中で、軍人に対して、「宜しく連合して以て法律を破壊するの衰賊を去るべし。蓋し兵力を借りて以て悪を行なう者は、仍お兵力を以てその悪を防止せざるを能わず」と呼びかけ、人民に対しては、「平民に建設を維持するの責あり。転瞬にして大選挙期屆る、袁・黎即い去るも、第二次の政府組織絶えて再びは今日の覆轍を踏む能わざるなり。これ人民の宜しく注意すべきところのものなり」と呼びかけている。
- 13) 民立報9月13日『于右任答某君書』の中で于右任は、「社中の定章、凡そ大問題発現すれば、必ず会議を経て後にはじめて行なう。何を以ての故なるや。今日の中華民國に対するは、前清の比にあらず、事としてまさに慎重にすべからざるはなし」と述べている。
- 14) 民立報8月21日『總統責任問題』。
- 15) 民立報8月23日『再論總統責任問題』。
- 16) 民立報8月2日『總統集権説駁議』。
- 17) 民立報8月9日『論畸形内閣』。
- 18) 民立報8月20日『張振武案解決法』。
- 19) 民立報6月22日『唐總理出京之真相与民國憲法之前途』。
- 20) 民立報8月22日『慨言』。
- 21) 民立報8月23日『再論總統責任問題』。
- 22) 民立報8月20日『張振武案解決法』。
- 23) 民立報8月24日『論張方案与出廷状之關係』。なおこの段階ではまだ不明確であった“出廷状”案

は、独立週報第一期の『張方案之余論』でそれが人身保護律に基づいた Writ of habeas corpus 人身保護令状のことであることが明確にされている。なお張振武事件を契機として、憲法制定の際に人身の自由を保障する法律の制定が必要とされるとの認識が広がったことは、時報8月29日社論『張振武案と憲法問題』参照。また Habeas Corpus は1920年8月の『争自由の宣言』にも載せられているように、以後、人々の関心を集めたようである。

- 24) 民立報7月28日『可惜』。この中で章士釗は、「また一新聞記者の記者(章士釗を指す——後藤注)の論調頗る梁啓超に似ると罵りて、未だよく相似するもの何れの点なるやを指出せず。然れどもたといこれに似るも、記者また未だ以て病と為すに足るを見ず。夫れ謂う、梁啓超の永く力を民国に尽すを得ざるは、ひとり急進派褊狭の見のみと。記者謂にこの種の褊狭の見除かれざれば、民国ついに治せず」と述べている。
- 25) 楊毓麟の遺書は、民立報1911年10月11日と12日の両日にわたり、『楊篤生先生絶命書』として3通のせられている。中華民報に掲載されたものはそれと異なり、イギリス留学中、章士釗との間にあった金銭をめぐる誤解やまた章士釗の梁啓超との接近をめぐる臆測などが記され、章士釗の人格を疑わしめる内容のものであったらしい。章士釗のこれに対する弁明は、独立週報第一期の『章行殿与楊懐中書』に詳しい。なおこれは甲寅周刊33号(1926年3月)に再録されているが、枝葉にわたるところは刈りこまれている。
- 26) 政治綱領八カ条とは、一、立国は統一制度を取る 二、是非善悪の道を主持し以て民俗を正す 三、暫時武備を収束し先ず海陸軍人才を儲備す 四、門戸を開放し、外資を輸入し、鉄路・磁山を興弁し、鋼鐵工廠を建置之以て民生を厚くす 五、国民の実業を提倡資助し先ず農林工商より着手す 六、軍事・外交・財政・司法・交通はみな中央集権主義を取り、其の余は各省の情形を参酌して地方分権主義を採る 七、迅速に財政を整理す 八、力を竭して党見を調和し、秩序を維持するを承認(各国の一後藤注)の根本と為す、である。この中には、袁世凱の南京就任を条件に臨時大總統を讓ったにもかかわらず、それが実現できなかったことから持ち越され、今回の北上の孫文の大きな目的の一つであった南方への遷都の要求はいれられていない。
- 27) 独立週報は章士釗が民立報社の同僚王无生とともに英国の The Spectator に倣って不偏不倚の言論を展開しようと計画したもので、民立報8月9日から「独立週報啓事」が出されている。
- 28) 党争がいかに「便宜」(利益)と「感情」とに基づいた無原則、無節操のものであったかは、差し当り黄遠庸『一年以来政局之真相』など参照。章士釗は、「同盟会の共和党を攻むるや、官僚の雜揉、卑鄙齷齪を以て口実となし、共和党の同盟会を攻むるもまた聞くに分子複雑、躁妄無識を以て口実となす」(7月16日『政党组織案』)と述べている。また同じ党の中でも、利害や嫉妬、面子、名譽心などに衝き動かされての対立・摩擦が絶えなかったことは、差し当り、申報7月11日『同盟会改革動機』に見える同盟会同士の争いを参照。
- 29) 本論文第二章参照。
- 30) 民立報7月15日。
- 31) 注30)に同じ。
- 32) 民立報7月16日。
- 33) 民立報7月29日『毀党造党』。
- 34) 民立報8月4日『毀党造党之意見』。
- 35) 民立報8月3日『有答』。
- 36) 民立報7月19日。
- 37) 申報7月11日『同盟会改革動機』は、「該会老成の人、久しく会中に在りて改革を提倡し、同盟会旧部を以て懇親会を為り、以て前清革命の紀念事業と為して、即ち会中に在りて人才を揀選し、



政党を另行組織し、以て新黨員を吸収して、党勢を拡張せんと欲す。例えば張継、劉揆一、胡瑛、宋教仁らの如きみな改革を持することの最も力むる者なり。然れども反対者繼いで起りて、もし改革すれば、恐らくは該会の精神を失わんと謂う。この説は孫文を以て倡と為して、汪精衛、魏鳳祖これに和す。故にこの議、中梗せり。近來譚人鳳が改党を提倡し独り力む。宋教仁、胡瑛あらためて勢いに乘じ鼓勵す。魏もまた改進の説に賛成す。これにより成熟し、現まさに改革に着手するの法を籌す」と伝えている。また民立報7月5日専電には、「同盟会改めて純粹政党を為り、名を民主党に更めんことを擬す」「統一共和党、国民協会、共和建設討論会、国民公党等五、六政団は一大党に合併し、名づけて国民進歩党と為さんことを擬す」とある。

- 38) 民立報8月1日『発問』で章士釗は、「毀党造党」説は理想が高いが、事実をよく調べて理想が実現不可能とわかれば、次善の策を考案して、政党改良を推進するのであって、全く改良しないのに比べて一步前進したことになる」と述べ、高い理想を掲げることが、現実の進歩を促す契機となることを明らかにしている。
- 39) 民立報8月7日『毀党造党之意見二』。
- 40) 民立報8月18日新聞『五党大合併詳誌』参照。民生の二字を残すか否かで、国民公党、統一共和党の強い抵抗があったが、結局、「民生政策を採用する」ということで決着がついた。
- 41) 注39)に同じ。
- 42) 民立報8月4日『毀党造党之意見』。
- 43) 申報8月25日『民主党出現之内容』は、「国民協会と共和建設討論会は、中国は政党萌芽これ始めにして、国民の政治観念、なお薄弱を形わす、もしわずかに二党あるのみならば、党争日に烈しく、国家は異常に危険なるを以て、故に第三党を発生し、最も公平の言論を主張し、政権を競争せず、専ら全力を注ぎ、以て政治智識を普及し、政治信条を伝播するに計を決す」と報じている。それによると、各省で発起人に名を連ねたのは、数百人にのぼるとのことである。
- 44) 黄遠庸『三党合併論』『一年以来政局之真相』『政談竊曉錄』など参照。
- 45) 黄遠庸は『鑄党論』（8月20日）の中で、「蓋し超然無党の説の無意識となす、道路の人これを知らざるは無し。もし無党以て国を立つべくんば、これ共和及び一切の法治国、先ず自ら生存に適さざらん。……超然派発達の日は、即ち輿論政治淹滅の日なり。輿論政治淹滅の日は、即ち共和破壊の日なり」と述べている。
- 46) 申報8月20日評論欄の『毀党と脱党 ▲嶺督之老氏主義』参照。また民立報8月11日投函欄には王季同の『組織参政資格養成会之主張』が寄せられ、「毀党の説、乃ち鄙人の絶対に賛同するところ、造党に至りては猶お疑義あり」と述べている。
- 47) 独立週報第5期（10月20日）秋桐（章士釗）『政見商榷会之主張』は、程徳全の國務院秘書長張国淦に復するの書（申報10月25、26日に掲載）を全文紹介している。また同9期（11月17日）『論政見商榷会』でも程徳全が最近提唱した政見商榷会宣言書を紹介し論評を加えている。黄遠庸は『政党安在』（民國2年1月26日）の中で、「最近、程徳全君政見商榷会意見書を發表し、今日の国勢及び人民の程度の党あるべからざるを極言して、宜しく力を合わせて国是を研究し、一致進行すべし、意見の成熟を俟ちて、党を分つも遅からずと謂う。その詞宏遠醇厚、蓋し今日政客の宜しく億万本を書きて百回誦むべきものなり。聞く、執筆する者は章君行敢たりと。章君さきに毀党造党の説を持し、大いに時謗を得たり。而るに章君その説を持して変せず、剛毅仁に近き者と謂うべし。某さきにはまた頗る章君の説に疑いを懐き、党勢すてに成る、毀・造はまさに時勢の能く実現するところに非ざるべしと謂う。今すなわち自らさきの説の謬れるを悟る」と述べ、程徳全の意見に賛意を表している。彼は『鑄党論』の中では、「今日真正の政党なしと雖も、然れどもその已有の結合、既成の關係は、決してこれを埋没する能わず。而るに空に憑りて結構して以て理想上の団体を造ら

- んと欲す、これ実に記者の無党論及び毀党論に対する批駁の主旨なり」と述べていた。この黄遠庸の意見の変化の背後には、「万悪の傀儡」であり、「国家の憂い」である既成の政党への深い絶望が横たわっていた（『不党之言』12月19日）。
- 48) 民立報9月13, 14, 15, 16, 17日。
- 49) 章士釗は民立報7月20日『解惑篇』で、自己の論は「独立の言論」で、内閣政治の主張が偶々同盟会の主張と合致したため、紙面に筆を揮う機会を提供されたのであり、「これ乃ち事実の偶然にして、因果相隨の關係あるに非ず」と述べている。また申報12月21日『憲法研究会開会記事』は、章士釗が党籍がないゆえに社会の共感を得やすいと彼を主任に挙げている。また申報1913年2月28日『章行敵の負氣談』では、自分を「不偏不党」と誇っている。彼は以後も一匹狼を標榜している。
- 40) 民立報3月15日『記者之宣告』など。
- 51) 民立報7月25日『論議會与法廷之關係』。
- 52) 『孫中山史事詳録』418頁に引く『孫中山軼事集』179頁。
- 53) 申報8月30日訳電。並びに民立報8月30日西報訳電欄参照。
- 54) 民立報3月1日『論平民政治』, 3月10日『平民政治之真詮』など参照。
- 55) 民立報3月17日『答陳君歌夫書』。
- 56) 戴天仇『兵力専制中之政界潮』『兵力専制之大成功』, 及び『大總統之叛逆』（單刀直入録）など参照。
- 57) 民立報6月28日『雜書』。
- 58) 民立報2月11日『論反对清帝遜位条件事』。
- 59) 民立報3月6日『論報律』。
- 60) その他、行政裁判所を特別に設けず、法律上の平等を万人に保証する点などを高く評価している。民立報2月22日『論行政裁判所之不当設』参照。
- 61) 民立報6月23日『時事雜事』など参照。このメーンの言葉は民立報紙上章士釗の好んで引用する言葉である。
- 62) 民立報3月1日『論平民政治』。
- 63) 章士釗が注62)の中で「暴亂者」と呼び、また甲寅雜誌の中で「暴烈分子」（『政本』）「乱党」（『調和立国論』）等々と呼んでいるのは、全て同盟会の人々を指している。
- 64) 拙稿『初期李大釗の思想——中国における民主主義思想の発展』（日本中国学会報26集 1974年）参照。
- 65) 注51)に同じ。
- 66) 章士釗を拙稿『民立報期の章士釗(統)』の注97)や、黄遠庸の『游民政治』（12月26日）、『官迷論』（1913年1月17日）、『無恥之由来』、『國人之公毒』（1916年1月10日）などの中国の病根を徹しく追及する発言と比較せよ。
- 67) 戴天仇は1905年から1909年まで日本に留学し、日本大学法科で2年間勉強したという。
- 68) 民立報3月15日『記者之宣告』。
- 69) 民立報2月11日『論反对清帝遜位条件事』の中で章士釗は、「凡そ人と一事を討論す、両方必ず共同の一点ありて、然る後に進むべし、これ邏輯に通ずる者を待ちて始めてその理に明らかなるにあらず」として、討論とは双方が全く次元を異にし、また共通の接点をもたない時には成立の余地がないと述べている。従って彼には、共和か専制かといった問題は、そもそも議論の成立する共通の土俵がないことになる。彼が『總統集権説駁議』（8月2日）で、それを強いてアメリカ式大統領制を指すものとしてその当否について責任内閣制との対比の下で論じたのは、彼のそうした考え方に基づく。彼にとり、共和国となった民国でそれを破壊する如き議論は、すでに問題の立て方自

体が誤っており、議論の対象範囲から外れているのであり、議論として提出されている以上は、総統専制をめざすものではないとされるのである。

- 70) 黄遠庸は『少年中国之自白』（12月12日）で次のように章士釗の総統無責任論を批判している。今日は責任内閣制度に係り、袁總統責任を負わざれば、まさに袁總統を専責すべからずと謂う。本報は發憤立願して、將に今の總統・政府・政党及び言論界に対して、相当の忠告を尽さんとす。注目するところは、決して袁總統一人に非ざるも、然れども究に袁總統一人を以てこれを言わん。今日の中国は、事実上すでに責任内閣を實行せしや否や、袁總統これ責任を負わざるの列に在りや否やは、これまさにこれを國民の常識の公判に訴うべし。いま責任内閣制を以て理想となすの政治家、既に厲行督責して必行を期す能わずして、事実上においてすでに根本より打ち破らるれば、乃ちまた事実を掩蔽して、空理上より立論し、袁總統の為に生路を放閉す。竊かに謂うに国事を議論するに忠なる者は、當に爾々るべからず、と。また黄遠庸は袁世凱について、「新知識と道德との備わらざるのみ」との評価を下し、袁が本質的に共和政治を理解できない古い体質が骨がらみになっている人物であることを指摘している。黄遠庸は、このほか『遁甲術専門之袁大總統』（12月4日）や『個人勢力与国家権力之別』（12月19日）等々で、袁世凱の人物・思想について実に鋭い観察を加えている。なお楠瀬正明『民国初期における知識人の苦惱——黄遠庸を中心として——』（廣大アジア研究3号 1983年）参照。
- 71) 民立報7月20日『解惑篇』で、章士釗は彼が政党内閣を主張することと、同盟会員の混合内閣への加入を勧めることとは、矛盾するよう見えて矛盾しないとして、政党内閣の採用の主張と國民銀行制の主張とを同列に並べて証明している。また7月26日『説本報之態度』では、組閣問題は唐紹儀の辞職後は「党派問題」であったが、陸徵祥総理の国会通過後は「非党派問題」に変化したと述べている。
- 72) 黄遠庸は『鈔党論』の中で、「政党は既に輿論政治の媒介たれば、政党の分立は、即ち輿論政治の分野なり。これを綜言すれば、國民意志の立国政策に対して、兩種の不同的輿論あらば、兩種の政党あり。兩種以上不同的輿論あらば、兩種以上の政党あり」と、政党はあくまで民衆の間の多元的で多様な要求を汲み上げるチャンネルだとの見解を示している。
- 73) 申報1913年2月28日付に1912年12月27日の臨時大總統命令が載せられており、この日に章士釗の辞職とともに、その代理の馬良の辞職も許されている。『中華民國史事紀要』によると、10月1日に任命され、10月30日には「署浙江教育司長」、12月27日免ぜらるとある。また『辛亥革命回憶錄』の章士釗の『与黄克強相交始末』、黄一吹『黄興与明德学堂』、及び申報12月28日『明德学校校友会紀事』参照。
- 74) 申報12月21日『憲法研究会開會記事』、同1913年2月28日『章行敵之負氣談』、同2月26日『国事維持会簡章与第一次宣言書』参照。
- 75) 注64)の拙稿の第四章第三節の「調和論」的思考の意義、を参照されたい。
- 76) 日本における最近の章士釗研究の論文としては、鏗屋 一『民国初期における章士釗の政治論』（現代中国60号 1986年）、及び同『民国初期における章士釗の議会主義政治論』（史境17号 1988年）がある。